

『日本靈異記』『信敬三宝現報緣』

天皇勅之

天皇勅して

「動詞-之」は訓読では二文字で動詞と理解
しているよう。

連公奉勅而檢之

連公勅を奉じて檢(かむが)ふ

【之】

02

聞之詔連公

而忽卒之

聞きたまひて連公に詔(おほせこと)して

忽ち卒(し)ぬ

汝往看之

天皇勅之

汝往きて看よ

天皇勅して

上奏之

逕之三日

上奏(まう)さく

三日を逕(へ)て

「逕-之」

皇后聞之

觀之道頭

皇后聞きて

道の頭(ほとり)を觀れば

爰天亦嫌之

「觀-之」

爰に天また嫌み

逕之八日

地復惡之

八日を逕(へ)て

地また惡み

「逕-之」

04

屋栖古連公為其欲之出家

授之

屋栖古其の為に出家せむと欲す

授(さず)けたまひて

「欲-之」

06

連公見之

今惟推之

連公見て

今惟(ここ)に推(たづ)ぬれば

直奏之

逕之八日

直だ奏して

八日を逕(へ)て

「逕-之」

【者】

02

今国家起災者

今国家に災起こるは